

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(周辺関係者)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 事業区域の境界線から<u>300メートル以内</u>の区域の居住者</p> <p><u>(2) 事業区域の境界線から100メートル以内の土地所有者</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 事業区域までの搬入路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に該当する道路(幅員が4メートル未満である道路をいう。))に隣接する居住者</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 事業区域の境界線から<u>300メートル以内</u>の区域の居住者</p> <p><u>(2) 事業区域の境界線から100メートル以内の土地所有者</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(周辺関係者)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 事業区域の境界線から<u>500メートル以内</u>の区域の<u>土地所有者及び居住者</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 事業区域の境界線から<u>500メートル以内</u>の区域の<u>土地所有者及び居住者</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

(1) ・ (2) 略

(3) 太陽光発電等の施設の建設又は改修工事であつて、碎石又は再生碎石を敷設する事業。この場合において、事業に使用する再生碎石は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものに限る。

(4) 駐車場、建築基礎、私道路又は資材置場の新規造成であつて、碎石又は再生碎石を敷設する事業。この場合において、事業に使用する再生碎石は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものであつて、表層に敷設しないものとする。

(5) 施設等の建築又は改修工事であつて、事業地に接する道路が狭く大型車両等による土砂の搬入ができない場合において積み替えるために一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積させる土地については、他の土砂等が混入することがないように管理しなければならない。

(6) 施設等の建設又は改修工事に伴い事業地より発生した土砂を一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積土砂については、別表第1で定める基準に適合するものであつて、事業を開始する前に土砂の撤去等に係る計画が策定され、前号後段の規定による管理をしなければならない。

(7) ～ (11) 略

4 前項第2号から第4号までに掲げる事業を行う場合は、事業開始前に事業区域からおおむね10メートル以内の土地所有者及

(1) ・ (2) 略

(3) ～ (7) 略

び居住者へ事業内容を説明し、同意を得なければならない。

5 第3項第5号、第6号及び第9号から第11号までに掲げる事業を行う場合は、事業開始前に事業区域からおおむね10メートル以内の土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

(事業の許可申請)

第7条 略

2 略

(1)～(8) 略

(9) 地質分析結果証明書(様式第10号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)。ただし、土砂等が採取土砂に該当する場合はその採取場が採石法第33条又は砂利採取法第16条による認可を受けていることを証する書類及び採取土砂を譲り受けたことを証する書類に、茨城県土木部の指定する工場から搬出される再生砕石である場合は茨城県土木部の指定する工場であることを証する書類、骨材試験結果を証する書類及び再生砕石を譲り受けたことを証する書類に代えることができる。

(10)～(16) 略

別表第1(第2条、第6条、第14条、第16条関係)

(事業の許可申請)

第7条 略

2 略

(1)～(8) 略

(9) 地質分析結果証明書(様式第10号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)ただし、土砂等が採取土砂に該当する場合には、その採取場が採石法第33条又は砂利採取法第16条による認可を受けていることを証する書類及び採取土砂を譲り受けたことを証する書類に代えることができる。

(10)～(16) 略

別表第1(第2条、第14条、第16条関係)

表 略

別表第2（第9条関係）

項目	基準
周辺 対策	1～4 略 5 <u>第6条第3項第5号及び第6号に規定する事業においては事業概要等（事業主、施行主、堆積期間、土量その他必要な事項）を記入した標識を設置すること。</u>
事業 期間	1 事業期間は、原則として <u>3月以内</u> とすること。 2 事業期間が <u>3月以上</u> となることが予測されるときは、市と事前に協議をすること。
略	略
安全 対策	1 略 2 出入口は原則として <u>1か所</u> とし、不法投棄がなされないような構造とすること。
略	略

表 略

別表第2（第9条関係）

項目	基準
周辺 対策	1～4 略
事業 期間	1 事業期間は、原則として <u>3箇月以内</u> とすること。 2 事業期間が <u>3箇月以上</u> となることが予測されるときは、市と事前に協議をすること。
略	略
安全 対策	1 略 2 出入口は原則として <u>1箇所</u> とし、不法投棄がなされないような構造とすること。
略	略